

■能登半島地震の被災者向け特例措置・支援等一覧（保健医療・福祉サービス関係）

令和6年2月7日現在

	項目	支援の概要	担当課	電話番号
1	介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いの猶予	災害救助法の適用市町村の保険者において、介護保険料や介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予される。（住家の全半壊または主たる生計維持者に相当の被害を受けた方等の条件あり）	介護保険課	077-561-2369
2	要介護認定等の事務の代行	被災等により草津市に避難した者に対し、新たに介護サービスが必要となった場合（区分変更や避難前に受けていた要介護度が不明な場合を含む）、避難元市町村から要介護認定等の事務の委託を受けることにより、要介護認定等の事務を代行する。	介護保険課	077-561-2370
3	被保険者証の提示について（要介護認定申請）	<p>【新規申請、区分変更】被保険者証の提示がない場合でも、氏名・住所・生年月日の申し立てを行えば申請可。</p> <p>【更新申請】更新時期に達した方が更新申請を行えない場合、従前の要介護度で介護サービス継続可。更新申請は状況が落ち着いた後で可。</p> <p>【要介護認定有効期間の特例的延長】災害救助法適用市町村では、被保険者の要介護認定有効期間及び要支援認定有効期限を、市町村が定める期間まで最大12ヶ月間延長可。（令和6年12月31日までの有効期間の方対象）</p>	介護保険課	077-561-2370
4	受給資格証明書が提示できない場合の取扱い	申請者が受給資格証明書等を提示できない場合も、氏名・住所・生年月日・従前の要介護度の申し立てを行えば、被災市町村での要介護認定を引き継ぐことが可。	介護保険課	077-561-2370
5	要介護高齢者の施設受入	被災した要介護高齢者を草津市内の高齢者施設へ受け入れるため、県とともに市内高齢者施設及び避難元市町村との情報共有・連携を行う。	介護保険課	077-561-2369
6	児童福祉施設等での受入れおよび減免	避難所等に避難している要援護者の中には、障害児、乳幼児等で福祉サービス等を利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受入れ先を調整した上で施設入所等の福祉サービス等を提供する。また、費用負担が困難と認められる場合は、減免措置が可能。	生活支援課	077-561-2361
7	在宅福祉サービス等の実施	避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮する。	生活支援課	077-561-2361
8	保護施設等における対応	保護施設等においても、必要があれば、要援護者を受け入れることを可能とする。	生活支援課	077-561-2361
9	保護の実施	草津市に避難しており、避難元市町村に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、本市において現地在保護を行う。	生活支援課	077-561-2361
10	生活保護の決定	被災者の状況を十分配慮し、生活保護の申請意思が示された場合においては、申請権の侵害がないように留意の上、迅速に対応する。	生活支援課	077-561-2361
11	中国残留邦人等に対する支援給付	草津市に避難しており、避難元市町村に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、本市において現地在支援給付を行う。	生活支援課	077-561-2361
12	（中国残留邦人等）支援給付の決定	被災者の状況を十分配慮し、支援給付の申請意思が示された場合においては、申請権の侵害がないように留意の上、迅速に対応する。	生活支援課	077-561-2361
13	生活福祉資金貸付（福祉資金【緊急小口資金】）の特例	令和6年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に貸し付けを行う。原則として10万円以内、一定の条件を満たす場合は20万円以内。	生活支援課 人とくらしのサポートセンター	077-561-2361 077-561-6927
14	予防接種の実施	<p>居住地の長が定期接種の実施依頼を行うことが困難な場合は、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、本市において定期接種を実施。</p> <p>既定の接種時期に定期接種を受けることができなかった被災者については、予防接種法施行規則に基づき、既定の接種時期を超えた場合であっても接種を受けることが可能。</p> <p>新型コロナ予防接種について、災害の被害者については住所外接種届出を省略して住所地以外の市町村で接種を受けることも可能。</p>	健康増進課	077-561-2323
15	保険医療機関等における被災者に係る一部負担金等の取扱いについて	<p>災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者について、保険医療機関等における一部負担金等の支払いの猶予および免除を実施できないか検討を行い、保険者等の判断により免除することができる。</p> <p>なお、後期高齢者医療保険料については、滋賀県後期高齢者医療広域連合が定める基準のもと、被害状況に応じて徴収猶予や減免の対象となる場合がある。</p>	保険年金課 ①国民健康保険 ②後期高齢者医療制度	①077-561-2366 ②077-561-2358

■能登半島地震の被災者向け特例措置・支援等一覧（保健医療・福祉サービス関係）

令和6年2月7日現在

	項目	支援の概要	担当課	電話番号
16	被災者に係る国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	能登半島地震により、住宅等の財産にその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除する。 (免除期間：R5.11～R8.6分)	保険年金課	077-561-2367
17	障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ	障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れを可能とする。	障害福祉課	077-561-2363
18	障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く）の利用者に係る取扱い	<p>住宅介護及び重度訪問介護等については、避難所等の避難先を自宅とみなしてサービスを提供する。</p> <p>被災時に短期入所を利用していた者について、計画していた利用期間の終了時に戻るべき自宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とする。</p>	障害福祉課	077-561-2363
19	医療保護入院の実施	家族等が見つからず医療保護入院の手続を行う場合について、入院患者の居住地が被災地域にあり、居住地を管轄する市町村長が同意することが一時的に困難である場合は、現在地を管轄する市町村長の同意により医療保護入院の手続を行うことができる。	障害福祉課	077-561-2363
20	自立支援医療の取扱い	自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。	障害福祉課	077-561-6972
21	被保険者証等の提示について（医療保険・証紛失等の取扱い）	氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとする。	<p>保険年金課</p> <p>①国民健康保険</p> <p>②後期高齢者医療制度</p>	<p>①077-561-2366</p> <p>②077-561-2358</p>
22	特例介護給付費等・特例障害児通所給付費の支給費	緊急にサービスの提供が必要な被災障害者等について、左記の給付費を支給することができる。	障害福祉課	077-561-2363
23	特別障害者手当等の取扱い	受給者資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めることとする。	障害福祉課	077-561-6972